

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき
厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示（案）に関する意見募集の結果について

令和7年10月20日
厚生労働省
医薬局医薬品審査管理課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示（案）について、令和7年8月30日（土）から同年9月28日（日）まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	本改正案により 緊急避妊薬が医師の診療を経ずに薬局等で入手できることについて 下記の懸念があります 緊急避妊薬は性交後に必要となる薬剤であり その使用状況には大きく二つのケースが考えられます 第一に 避妊具の不備など 恋愛関係における合意の上での性交に伴う場合 第二に 性暴力により望まぬ性交を強いられた場合です 前者については当事者の判断で対処可能ですが 後者では性暴力という重大な問題が背景にあります	要指導医薬品として指定を行い、販売時に薬剤師の対面による情報提供、薬学的知見に基づく指導を行うとともに、必要に応じて連携産婦人科医への受診勧奨を行うこととすることにより、適正使用を確保してまいります。

現状 緊急避妊薬の処方には医師の診察が必要です
このプロセスは 身体的な診察のみならず 被害に遭った女性が精神的ケアや警察への届出 ワンストップ支援センターといった専門機関の支援に繋がるための重要な機会となっています
しかし 本改正により薬局で緊急避妊薬が容易に入手できるようになれば 被害者は医療機関を介さずに事態を收拾しようとし 本来受けるべきであったはずの支援から切り離されてしまう危険性があります
これは 性暴力という重大な犯罪の事実そのものを社会から見えなくさせ 加害者が何ら処罰されることなく野放しにされ 再犯に至るという最悪の事態を助長しかねません
これは被害者支援や加害者処罰の観点からも望ましい制度設計とは言えません
さらに現在 日本人の労働環境が制限され 結果として「労働力不足」を理由に外国人労働者の受け入れが加速しています
これは実質的に移民政策であり 外国人労働者が人間としてではなく労働力として扱われている現状に強い疑問を抱きます
ある統計では 日本人の犯罪率 2/1000 に対し外国人は 4/1000 と高い数値が報告されています
この割合は 「外国人労働者」の受け入れが加速し 国内での日本人と外国人の比率が変われば

つまり 犯罪を犯さない者が多い場所と 犯罪を犯す者が多い場所という環境の変化によって 犯罪率が大きく変動することは想像に難くありません

さらに外国人犯罪に関しては 不起訴処分が多いなど十分な対応がなされていない事例が散見されます

性暴力を行った「外国人労働者」が検挙されるも不起訴となり であろうことか繰り返し性暴力を行っている場合もあるだけに聞きます

緊急避妊薬の入手容易化が被害者の救済に資する側面もあることは理解します

しかし同時に 本改正は あたかも政府が 「性暴力は今後も発生しうるが、その後の対処は個人でしてほしい」というメッセージを発しているかのようであり 犯罪を未然に防ぎ 国民の安全を確保するという国家の根源的な責任を放棄する動きにも感じられます

本来であれば 性犯罪の厳罰化 捜査体制の強化 そして加害者を生み出さない社会環境の整備こそが 政府が最優先で取り組むべき課題です

被害の入口（犯罪の発生）を塞ぐ努力を怠り 出口（被害の隠蔽）を用意することは 本末転倒と言わざるを得ません

また 薬局販売が普及した場合 安易な利用や誤用 転売などの弊害 性教育の不十分さによる乱用 健康リスク

(副作用や重篤な有害事象)の管理が十分でない問題が指摘されています

薬局で入手できる利便性だけが強調されると 適切な医療的判断やサポートがないまま服用する事例が増加し 本来必要な診断や妊娠管理 性感染症の確認がなされないまま放置されることが懸念されます

以上の理由から 本改正については拙速に進めるのではなく 性暴力防止政策・司法制度の実効性向上とあわせて総合的に検討されるべきと考えます

仮に本改正を施行するのであれば 最低限の条件として以下のセーフティネットの構築を強く求めます

販売時における医療機関・支援機関への連携の義務化

販売する薬剤師に対し 購入者の状況を丁寧に聴取し 必要に応じて医療機関や性暴力被害者支援の専門機関へ確実に繋ぐことを法的義務とすること

プライバシーが保護された相談環境の整備

すべての販売薬局において 他の客から完全に隔離された相談スペースの設置を義務付けること

犯罪抑止策の抜本的強化

本改正と並行して 性犯罪に対する厳罰化や 社会全体の防犯意識を高めるための具体的かつ実効性のある施策を強力に推進すること

国民の安全と尊厳が守られる社会の実現に向け 賢明なご判断を強く要望いたします

2	<p>望まない妊娠によりその後の生活等が変わらざるを得なくなることを避けるためには薬局店頭でワンストップで回避できることは良いと思います。</p> <p>しかし日本の教育では避妊教育が十分に行われておらず墮胎によるその後の身体的影響など知識が乏しい中での OTC 化には大賛成とは言えません。</p> <p>避妊を行わず性交渉を繰り返しそのたびに緊急避妊薬を服用すれば良い。というような風潮が SNS 等での拡散されることも念頭に置き、同一者への頻回販売にならないような方策があつての OTC 販売であるべきだと考えます。また保護者同意が無くても販売できることになれば医療訴訟にもつながる事になりかねないのでその点においても販売者のモラルを求める必要があると思います。</p> <p>販売者・購入者・(未成年の場合)保護者ともに安易な避妊方法としてではなく実施する前には制度周知の時間を取り官学民に理解してもらう必要があると考えます。</p>	<p>要指導医薬品として指定を行い、販売時に薬剤師の対面による情報提供、薬学的知見に基づく指導を行うとともに、必要に応じて連携産婦人科医への受診勧奨を行うこととすることにより、適正使用を確保してまいります。</p>
3	<p>本会は、今般のレボノルゲストレル（内用剤に限る。）を要指導医薬品に指定することに伴う改正について、賛成である。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
4	<p>緊急避妊薬レボノルゲストレルのスイッチ OTC 化について現在は国の調査対象として扱われているが、広く市販されるようになると下記の点について留意されたい。</p>	<p>要指導医薬品として指定を行い、販売時に薬剤師の対面による情報提供、薬学的知見に基づく指導を行うとともに、必要に応じて連携産婦人科医への受診勧奨を行うこととすることにより、適正使用を確保してまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・価格競争が起こる懸念があり、安易な使用を助長する恐れがあるので、全国統一価格にするなどの対策をお願いしたい。 ・安易な使用を防止するために、学校教育から見直して、しっかりと性教育を行うべきである。緊急避妊薬は本来最終的な手段であり、避妊の方法として適切な選択ではないということをしっかりと教育する必要がある。 ・性暴力の被害者が来局した際などに連絡可能な警察の連絡先を都道府県ごとに明示すべき。これがないと、実際に来局された場合、対応に迷う。 ・薬剤師の面前での服用や服用後の妊娠の有無の検査の方法など販売におけるチェック項目を取り決めるなどあらたな記録方法が必要である。 ・販売方法について、販売者に研修等を行い徹底する。 	
5	<p>医療通訳や外国語 DV 相談員として、日頃から、外国人女性の支援に関わっている者です。緊急避妊薬が処方箋なしで購入できる国が多い中、日本でも同様の運用が始まることを、外国人女性も大いに歓迎しています。</p> <p>しかし、面前服用が求められることには不安を感じています。薬局に緊急避妊薬を買いに行くというだけで、十分に勇気が必要なところ、さらに、薬剤師の前で服用が求められると大変な緊張を強いられます。技能実習生や留学生などの多くは「妊娠したら解雇／退学／帰国」などと警告を受けており、面前服用する際に、職場や学校を尋ねられる</p>	<p>ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>

<p>のではないかと不安に思うからです。</p> <p>面前服用というハードルを設けることで、出身国からの緊急避妊薬の持ち込みや、コミュニティ内での売買などといった問題が解決せず、今後も続くことを懸念します。</p> <p>この度の法改正は、こうした課題を解決するためであったはずで、外国人女性も安心して購入できるよう、面前服用の条件をなくすことを求めます。</p>	
---	--